

市第3号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成24年2月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「公告及び」を削り、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第9条第2項及び第19条第2項中「公告及び」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第26条中「（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類）」を削る。

第34条第1項中「第52条第4項及び」の次に「第5項並びに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

（公告に関する経過措置）

2 この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例（以下

「新条例」という。)第3条(新条例第9条第2項及び第19条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項、第25条第3項又は第34条第3項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこれらの規定の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

- 3 新条例第26条(特定非営利活動促進法施行条例第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

提 案 理 由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、電磁的記録による縦覧等の対象となる書面の閲覧に係る規定を追加するとともに、関係規定の整備を図るため、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正したいので提案する。

市第3号

準用する法第10条第1項の規定による申請書に添付する書類について、第3条の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第2項の規定による~~縦覧~~公告及び縦覧について、第4条の規定は法第34条第5項において準用する法~~第10条第4項~~第10条第3項の規定による補正について、第5条の規定は法第34条第5項において準用する法第12条第2項の規定による期間について、それぞれ準用する。

(役員報酬規程等の提出)

第26条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、提出書に当該書類

(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあつては、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その旨を記載した書類)

(電磁的記録による縦覧等)

第34条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び~~第5項並びに~~法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく書面の閲覧とする。

(第2項省略)